



石川労働局一般公示第 12 号

登録教習機関の登録の公示について

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号。以下「登録省令」という）第 22 条の 2 の規定に基づき登録教習機関から登録事項変更届出書の提出があり、下記のとおり登録の変更をしたので登録省令第 25 条の 3 第 2 項により次のとおり公示する。

記

1 登録番号

第 10 号（ボイラー取扱技能講習）

第 40 号（普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習）

2 届出者

一般社団法人日本ボイラ協会石川支部 支部長 星野 利典

3 登録事項の変更内容

代表者の氏名変更

変更前 刑部 真弘

変更後 辻 裕一

4 変更年月日

令和 6 年 6 月 20 日

令和 7 年 6 月 3 日

石 川 労 働 局 長

